

釧路地域4市町合併協議会

行 財 政 小 委 員 会

第 1 回会議資料

日 時 平成16年7月13日 (火) 午後3時30分

会 場 釧路市観光国際交流センター 2階 視聴覚室

会 議 次 第

- 1 委員長及び副委員長の選任

- 2 確認事項
 - (1) 小委員会の役割について

- 3 協議事項
 - (1) 平成16年度スケジュール(案)について

 - (2) 平成16年度事業について

 - (3) 新市建設計画(素案)について

 - (4) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

 - (5) 調整方針修正案の検討について

- 4 次回開催日程

- 5 その他

配布資料一覧

- 別紙1) 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表(当日配布)
- 別紙2) 調整方針修正案
- 別紙3) 所管専門部会変更項目一覧表(当日配布)
- 別紙4) 合併協定項目一覧表

1 委員長及び副委員長の選任

委員長及び副委員長を釧路地域4市町村合併協議会小委員会設置規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選によって定める。

委員長 _____

副委員長 _____

行財政小委員会(12名)		
2号委員	釧路市副市長	折原 勝
	阿寒町助役	本吉 俊久
	白糠町助役	池田 義博
	音別町助役	近藤 登司雄
3・4号委員	釧路市副議長	千葉 光雄
	阿寒町議員	吉田 守人
	白糠町議員	丸子 忠
	音別町議員	菅野 猛
5号委員	釧路市	近藤 康範
	阿寒町	小林 正昭
	白糠町	森田 正男
	音別町	遠藤 憲鋭

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程(抜粋)
(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を掌理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、小委員会の委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(会議運営規程の準用)

第7条 釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、この規程において準用する。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

2 確認事項

(1) 小委員会の役割について

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程(抜粋)

(設置)

第1条 釧路地域4市町合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、釧路地域4市町合併協議会(以下「協議会」という。)に小委員会を設置する。

(所管事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査及び審議をする。

(種類及び委員)

第3条 小委員会は、別表のとおりとする。

別表

小委員会	担任する事務	構成	定数
新市建設構想小委員会	新市の建設計画、合併の方式、期日、新市の名称及び事務所の位置など、新市のまちづくりに関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内及び共通委員2名	14人以内
広報広聴小委員会	協議会の担任する事務に住民意見を広く反映するための意識啓発、広報及び広聴に関する事項	関係市町の委員のうちから各2人以内	8人以内
行財政小委員会	事務組織及び機構、財産、議会議員の定数及び任期の取扱いなど、行財政に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
住民生活小委員会	国民健康保険事業、戸籍、地方税、環境衛生事業の取扱いなど、住民生活に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
健康福祉小委員会	介護保険事業、健康づくり事業、各種福祉事業の取扱いなど、介護、健康、福祉、医療に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
産業経済小委員会	農業委員会委員の定数及び任期、農林水産関係事業、商工・観光関係事業、勤労者関連事業の取扱いなど、産業経済に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
都市環境小委員会	道路、河川、住宅、空港・港湾などの建設関係事業、都市計画、上下水道の取扱いなど、都市環境に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内
教育文化小委員会	学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の取扱いなど、教育文化に関する事項	関係市町の委員のうちから各3人以内	12人以内

3 協議事項

(1) 平成16年度スケジュール(案)について

期 日	行財政小委員会	合併協議会
7月	行財政小委員会委員の指名	第1回合併協議会(7月6日開催)
	第1回小委員会(7月13日開催) ・委員長・副委員長の選任 ・小委員会スケジュール ・新市建設計画(素案)の協議 ・調整方針修正案の協議(概ね2回程度)	
8月	第2回小委員会開催予定(下旬) ・新市建設計画(素案)の協議 ・調整方針修正案の協議	第2回合併協議会開催予定(上旬)
9月	第3回小委員会開催予定(中旬) ・新市建設計画(素案)の協議 ・協定書整理案の協議(概ね2回程度)	
10月	第4回小委員会開催予定(中旬) ・新市建設計画(素案)の協議 ・協定書整理案協議	第3回合併協議会開催予定(上旬)
11月	第5回小委員会開催予定(中旬) ・新市建設計画(案)の協議 ・広報版の協議	第4回合併協議会開催予定(上旬)
12月		第5回合併協議会開催予定(中旬)
17年1月		第6回合併協議会開催予定(中旬)

(2) 平成16年度事業について

ア 新市建設計画(財政計画)(案)の作成

新市建設計画(案)の部分で計画期間の主要事業や財政計画(案)を作成します。

イ 調整方針修正案の検討

4市町合併協議会で協議を行う調整方針は、6市町村合併協議会で承認された内容を引き継ぐことを基本とし、構成市町村の変更や状況の変化による見直しが必要な項目を修正します。各小委員会では、担任する調整項目の修正案を検討します。

ウ 協定書整理案の検討

先の全体会議で承認された『合併協定項目一覧(別紙4)』に則り、調整方針修正案で示され

た新市の制度や事業などを盛り込んだ『合併協定書』を作成します。

各小委員会では、担任する協定項目の整理案を検討します。

エ 広報版の作成

新市建設計画、合併協定項目を関係小委員会にて協議を行い、これらの内容を広報版として取りまとめ、住民説明会などに活用します。

(3) 新市建設計画(素案)について

新市建設計画策定の基本的考え方

1 新市建設計画の目的、内容等

- (1) 新市建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併協議会が策定するものであり、合併特例法に規定されている 新市建設の基本方針 合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項 公共的施設の統合整備に関する事項 財政計画 の4項目を内容として構成していくこととなります。
- (2) また、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この新市建設計画の策定が前提となります。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年 法律第6号) (抜粋)

第5条 市町村建設計画はおおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の統合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

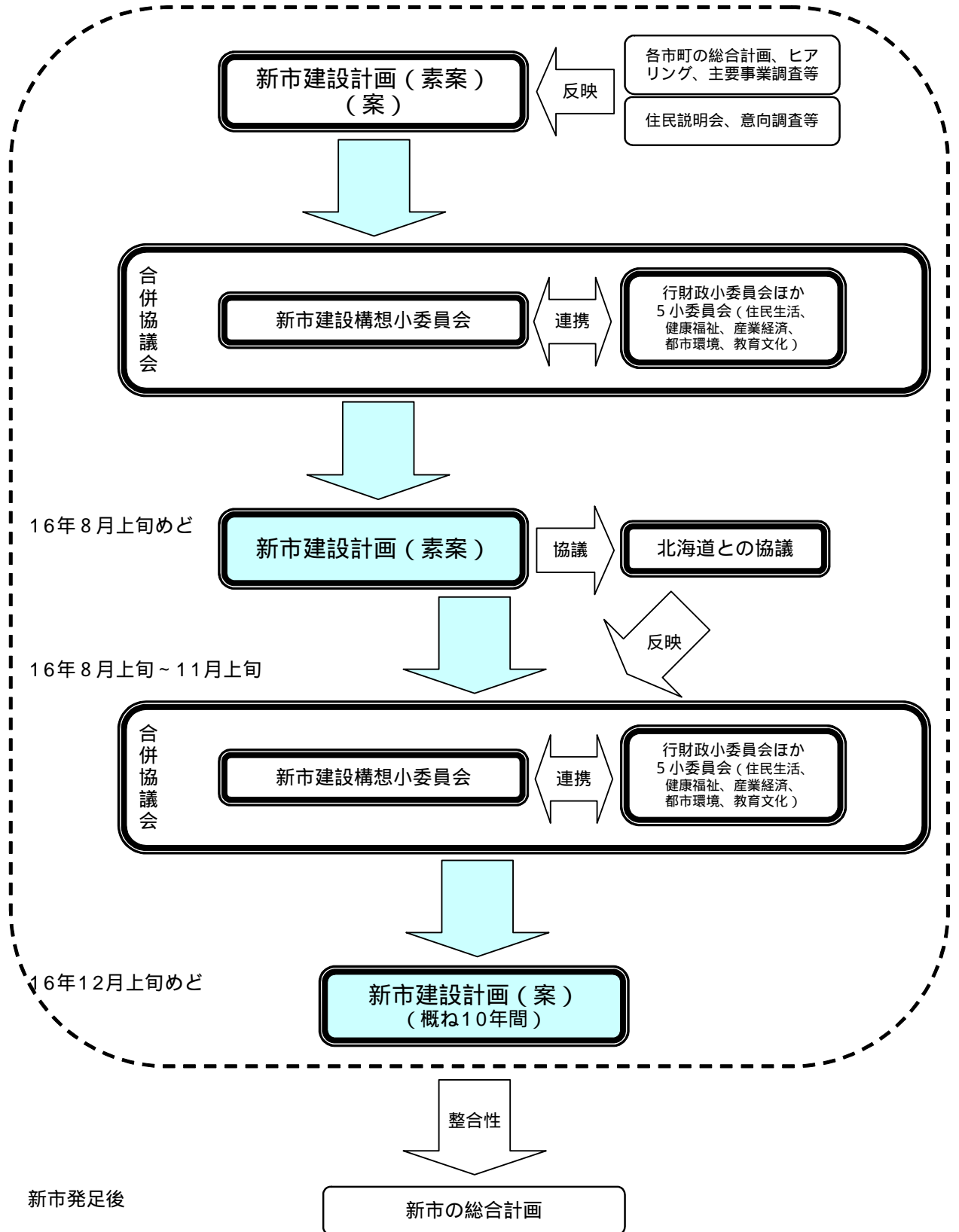
2 他の計画との関係

- (1) 新市建設計画は、新市の基本計画として機能する重要な計画となります。また、新市において正式な基本計画(総合計画)が策定されるまでの期間、基本計画にかわる計画となります。
- (2) 現在の各市町の総合計画は、新市全体のまちづくりとの整合性を図りながら、新市建設計画の中で各地域の振興計画として活かしていくこととします。

3 策定方針

- (1) 将来を展望した長期的視点に立ち、単に4市町の総合計画を積み上げるだけでなく、4市町が一つとなった新市のまちづくりのため、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。
- (2) 本計画は、合併後概ね10年程度の期間について定めるものとします。

4 新市建設計画策定フロー



(4) 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

調整項目【04-01-01-01】「議員定数・任期・常任委員会の状況」については、再検討項目として別途提案いたしたい。

(検討手順については口頭説明)

(5) 調整方針修正案の検討について

ア 調整方針修正案

別紙2のとおり

イ 修正の考え方

合併の枠組み変更により、「方針」や「時期」、「調整内容」に影響が生じる項目(以下、a～d など)を修正

a 離脱町村の制度や事業に統合する予定だった項目

b 離脱町村の制度や事業との調整は不要になり「方針」や「時期」、「調整方針」を修正する項目

c 合併の時期を再協議することにより、経過措置期間などに修正が必要となる項目

d 離脱町村を除いた数値や再計算した影響試算額への修正が必要となる項目

「調整内容」における「6市町村」や「6自治体」の記述を、削除または「市町」等に修正

「方針」や「時期」の区分選択の不統一を修正

4 次回開催日程

(1) 日 時 _____

(2) 場 所 _____

5 その他